

○市民動物園会議規則

平成26年10月6日規則第66号

市民動物園会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第7条の規定に基づき、市民動物園会議（以下「動物園会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 動物園会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、動物園会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 動物園会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、動物園会議の会議の議長となる。

3 動物園会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 動物園会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 動物園会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、環境局において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、動物園会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の動物園会議に相当する合議体の委員長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日動物園会議の委員長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。